(様式第１-５号)

農地法第３条の３の規定による届出書

令和　　　年　　月　　日

安芸太田町農業委員会会長　様

届出者　 住所（又は主たる事務所の所在地）

（連絡先：電話番号　　　　　　　　　　　　）

国籍等　　　　　　在留資格又は特別永住者

氏名（又は名称及び代表者名）

次の農地(採草放牧地)について「　　　　　」により 「　　　　　　　」を取得したので、

農地法第３条の３の規定により届け出ます。

１ 届出に係る土地の所在,地番,地目,面積,利用状況等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 地番 | 地目 | 面積（㎡） | 備考 |
| 登記簿 | 現況 |
|  |  |  |  |  |  |

２ 権利を取得した日

　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　日

３ 権利を取得した事由

　　　住所：

氏名：（　　　　　　　　　　　　　　）続柄：（　　　　）から相続

４ 取得した権利の種類及び内容

権利の種類：

耕作の状況：

５ 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

この届出を受理します。

なお，本通知は権利関係を証明するものではないので，念のため申し添えます。

　　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　安芸太田町農業委員会会長

(様式第１-５号)

農地法第３条の３の規定による届出書

令和○○年○○月○○日

安芸太田町農業委員会会長　様

届出者　 住所（又は主たる事務所の所在地）

安芸太田町大字○○１２０番地

（連絡先：電話番号　0826-1234-5678　　　）

国籍等　　　　　　在留資格又は特別永住者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日本

氏名（又は名称及び代表者名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　安芸　　太郎

次の農地(採草放牧地)について「　相続　　」により 「　　所有権　　」を取得したので、

農地法第３条の３の規定により届け出ます。

１ 届出に係る土地の所在,地番,地目,面積,利用状況等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 地番 | 地目 | 面積（㎡） | 備考 |
| 登記簿 | 現況 |
| 安芸太田町大字○○字△△以下余白 | 1206 | 田 | 田 | 1,000 |  |

２ 権利を取得した日

　　令和　　５　年　　９　月　　1　日

３ 権利を取得した事由

安芸太田町大字○○１２０番地　　安芸　耕太郎（父）から相続

４ 取得した権利の種類及び内容

権利の種類：所有権

耕作の状況：耕作，使用収益権の設定なし

５ 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

なし

この届出を受理します。

なお，本通知は権利関係を証明するものではないので，念のため申し添えます。

　　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　安芸太田町農業委員会会長

（様式第１－５号）

★届出部数

　様式第１－５号正本１部、併せて受理通知用に、副本１部

　届出者等が複数いる場合は、受理通知用の副本は当事者の数だけ提出する。

★添付書類

１　取得した権利が登記済みの場合は、それを証する登記事項証明書（取得した権利の記載があるもの）を添付すること。

★記載注意

１　土地が多数あるときは、「別紙のとおり」と記載して、土地の一覧表を別紙で添付することができる。

２　「備考」欄は、登記簿上の所有者名義人と現在の所有者が異なるときは、登記簿上の所有者を記載する。

３　相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等の権利を取得した事由の別を記載する。

４　所有権を取得した場合は、取得した者の国籍等、在留資格又は特別永住者の場合はその旨を記載する（法人の場合は設立の準拠法）。

　　また、現在の耕作の状況、使用収益権の設定（見込み）の有無等を記載する。

５　取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載する。

６　権利を取得した農地又は採草放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあっせん等を希望するかどうかを記載する。

○　様式１－５号の様式下部には余白を設け、奥書により処理を可能とする。

　受理の記載については、様式１－６号参照。

農地法第３条の３の規定による届出書 継続紙

１　届出に係る土地の所在等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土 地 の 所 在 | 地　番 | 地　　目 | 面積（㎡） | 備　　考 |
| 登記簿 | 現　況 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |